

令和5年3月23日

保護者の皆さま

播磨高原広域事務組合教育委員会

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

平素は、本組合の教育行政及び学校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

各ご家庭におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として、日々の検温や健康観察をはじめ、長期にわたり何かとご協力いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

さて、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされました。

つきましては、4月1日以降の新学期におけるマスク着用については、下記のとおりとしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 マスク着用の基本的な考え方について

- (1) 児童生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) ただし、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面等においては、児童及び教職員についても、着用を推奨します。
- (3) 上記マスク着用推奨時以外におけるマスクの着脱について、教職員が特に指示することはありませんので、着用の有無については、ご家庭でご判断ください。着用の有無による差別・偏見がないよう、学校で指導してまいります。
- (4) 学校行事において、国歌・校歌の斉唱や合唱時・呼びかけ等も含めて、児童・教職員・来賓・保護者とも、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (5) 感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動場面に応じて、一定の感染症対策を講じてまいります。

2 その他

- (1) 毎朝ご協力いただいていた新型コロナウイルス感染症対策による健康観察の報告等については、今年度末をもって取りやめとします。ただし、ご家庭でのお子さまの健康状態の確認は引き続き行ってください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われる予定です。